

中興炭礦沒収事件顛末

——戦地における北伐戦費調達に対する民営企業の反発

袁 広 泉

は じ め に	435
I 1920年代中頃までの中興公司	436
II 戦災と供出による転落	438
III 没収に至る経緯	440
IV 没収とその波紋	448
V 請願運動	452
お わ り に	457

は じ め に

周知の通り、南京国民政府は、北伐続行の戦費を調達するために、上海の江浙財閥などを対象に「二五庫券」等を乱発して、税源の窮乏を補っていた。これに関しては既に多くの研究や論及が主に民国期の政治史・財政史・金融史などの側面から為されている⁽¹⁾。しかし、財政部による金融政策発動以外に、作戦部隊も、前線において徴用・供出を強要し、甚だしきは没収も強行するなど独自に戦費調達を行っていた。1928年6月下旬の全国経済会議に於いて、北伐軍によって没収された民営企業の即刻返還を要求した工商業界の代表たちに対し、宋子文が「戦時に極端な手段を使って経費を調達した」ことへの謝罪をしたことから分かるように、作戦部隊による前線での調達は決して偶発的事例ではなく、また烈山炭礦没収の経緯から見ても⁽²⁾、決して作戦部隊の暴走に咎をすべて帰すべきではなく、少なくとも北伐軍総司令部の黙認と政府各部の協同の下で行われていたことは明らかである。しかし、未だ関連研究は見られず、実態解明が進んでいない。本稿では、そうした一連の事件の代表例として、中興炭礦没収事件を取り上げる。これは、北伐軍が徐

州を出発して間もなく、戦地政務委員会配下の整理中興煤礦委員会が山東嶧県中興煤礦有限公司（以下「中興」）に高額な戦費供出を迫り、思う通りにいかなかったために同会社の炭坑を国有に没収したことに對し、同会社の株主たちと上海銀行総会、上海総商會が強く反発、結果的に返還に応じた事件である。この事件の存在については、一部の研究や新編地方誌に論及や記述が見られるのみであるが、当時の新聞や雑誌に報道が残されており、事件を意識した譚煥達（タン・ワンタツ）の山元での調査報告も確認できる⁽³⁾。本稿ではこれらの史料を細心に照合して、事件の背景や経緯を詳細に追うことによって、北伐軍の前線における戦費調達の実態の一端を明らかにすると共に、南京国民政府の権力構造やこれに対する工商業界・金融界の対応や順応を探る一助としたい。

I 1920年代中頃までの中興公司

山東省嶧県棗莊にある中興公司是、1880年に李鴻章が直隸東明県知事米協麟などに設立させた官弁の中興礦局をその前身とする。同礦局は、1893年に水害があつて多数の死者を出し、内紛も激しかったので、折しも山東省巡撫李秉衡が採鉱禁止令を敷いたことを理由に、1896年に閉鎖させられたが、後に元株主で兗沂曹濟兵備道張蓮芬の努力によって、1899年に中独合弁の株式会社として再起を果たした。しかし、その規程でドイツ人による経営への干渉を厳しく制限したことから、ドイツ人による投資が得られず、1908年になると、利権回収運動の高揚を機に合弁が解除され、名称も「嶧県中興煤礦有限公司」と改められた。以後、中国の石炭資源が次々と外国資本に握られる中でも、中興は外国資本を排斥し、1917年、1921年、1922年と三回にわたる増資を経て、資本金1,000万元（払込750万元）に達し、その間に1912年1月に山元と大運河沿岸の台兗莊とを結ぶ台棗鐵道を敷設、1913年と1924年に新式坑2本を完成した。これらの努力によって、1923年に純利益は360余万元を計上、1924年には年間採炭86万余トンに達し、開平・撫順に次ぐ中国第三の炭坑に成長した⁽⁴⁾。

中興炭坑にこうした急成長をもたらした要素に関しては、義和団の乱に際し大きな打撃を受けたものの、その後1920年代中ごろまでは、企業経営を揺るがす戦争が華北には殆どなく、比較的安定した社会環境にあったこと、また、津浦鐵道開通後には、華北内陸部にある数々の大炭坑の中で、工商業が盛んな長江下流域、特に上海に最も近距離となったこと、更に炭質が優れ、埋藏量が豊富であることなど、様々に考えられるが、先述のように数回にわたる増資によって、北洋系に繋がる北京政府の有力官僚や軍閥を多数株主にに取り込み、それによって、津浦線との提携など数々の特権を得たことが最大の原因である。

1920年代中ごろまでの董事会構成を見ると、董事長には徐世昌（1916-1919年、朱啓鈴が代理）、黎元洪（1919-1928年）、董事には任鳳苞、倪道傑（倪嗣冲の息子）、徐世章（徐世昌の弟、津浦鉄道管理局長）、呉炳湘、葉景葵、趙爾巽、張勳、徐栄廷、周自齊、張懷芝など北京政府の最も有力な政治家や軍閥たちが名を連ねている。彼らの力によって、中興は山元を脅かす匪賊の掃討、運炭車の護送、有利な条件による融資などの特権を得ていたのみならず⁽⁵⁾、津浦鉄道と強固な提携関係をも締結・維持していた。津浦鉄道の全線開通は1912年11月であったが、これに先立って臨棗支線（臨城・棗莊間）が当時郵電部尚書兼津浦鐵路督弁だった徐世昌と同鉄路北段（天津韓莊間）總弁朱啓鈴の強い働きかけによって5月に完成、翌月にはいち早く津浦鉄道管理局と中興との間に運炭契約が結ばれ、徐世章が津浦鐵路管理局長を務めている1921年初めに更新された。契約では、中興が低価で供炭する代わりに、管理局は中興炭輸送に低率運賃、特に済南・徐州・蚌埠・浦口など主要駅までは特惠運賃率を適用すると共に、配車も特別配慮することとなっていた⁽⁶⁾。これによって、従来より開灤炭の市場である天津に近接する一部の区間を除いて、北は桑園から、南は浦口までの主要駅に中興炭の販売所が置かれ、数年のうちに、華豊・賈汪・大通・烈山などの炭坑を抑えて沿線市場を掌握したのみならず、1914年に浦口に分廠（直営販売所）が設置されてからは、北は済南周辺で開灤炭と拮抗し、南は南京から上海までの長江流域で開灤・撫順と競争し、更に杭州・厦門まで市場を広げていった⁽⁷⁾。このような提携は、中興の管理局に対する車輛や機関車の貸与・融資などによっても、ますます強固で立体的なものになっていった。民国2年の車輛互通協定、8年の車輛借用契約などにより、1930年までに、中興は機関車5台、貨車及び運炭専用車276輛を津浦鉄道管理局に貸与していたという。また、同管理局が1921年11月26日に中興から月利1分4厘で135万円の融資を受け、1928年5月に元金129万元、利息18,187.5元が未払いとなっていることが確認できる⁽⁸⁾。

このような提携によって、中興炭搬出は、自前の台棗鉄道に立脚した当初の予測と違って、津浦鉄道に重心が移った。1914年、中興では、近い将来における出炭を年間約50万トン（同年実際出炭約25万トン）と予測、その販売先として、長江流域で14万トン、津浦鉄道沿線及び台棗鉄道沿線・運河流域でそれぞれ約15万トン、津浦鉄道向け契約炭6万トンと見込んでいたが、1917年の売炭約37万4,000トンの内、津浦鉄道による搬出分は90%を超える33万9,000トンにも達し、中でも浦口分廠の取扱量は、滬寧鉄道向け契約炭5万5,000トンを含めると、16万3,000トンにも上ったのに対し、台棗鉄道と運河流域での販売は約3万5,000トンに過ぎなかった。この時点で、津浦鉄道が運河水勢の不安定によって搬出量が制限された台莊鉄道に取って代わった勢いであり、また、浦口分廠は既に中興

炭搬出の最大拠点となったことが分かる。1919年に中興炭は、滬寧鉄道に加えて、滬杭甬鉄道向けにも供炭し、両者合計が7万6,000トンに達したほか、隴海鉄道沿線（約6,000トン）、滬寧鉄道沿線（8万5,300トン）にも市場が拡大したが⁽⁹⁾、これらすべてが津浦鉄道との提携があつてのことである。

II 戦災と供出による転落

上述の通り、中興の急成長は、有力官僚や軍閥たちが後ろ盾となり、津浦鉄道によって低コストで安定した搬出が確保されたことが不可欠であつた。しかし、1920年代中ごろに入ってから、一連の戦争がほぼ津浦鉄道に沿って次々と展開されたことで、中興炭の運路が断たれるほか、山元周辺も戦場と化した。さらに南京国民政府樹立後には、中興の後ろ盾であつた有力政治家や軍閥も、北洋軍閥の残滓として敵視されるようになった。中興の急成長をもたらした二大条件とも相継いで裏目に出たのであるが、ここではまず津浦鉄道の遮断によって中興の経営が悪化し、同時に供出を迫られた様子を見てみる。

1924年9月から始まった江浙戦争は、上海周辺を戦場としていたが、1ヶ月余りの比較的短期間で終わった局部戦争であつたため、中興炭の特に浦口までの搬出に直接的影響はなく、同年の出炭は前年に比べてわずかな減少にとどまつた。しかし、これに連動する形で、奉系張宗昌軍が同年12月に徐州に進駐した。張が翌1925年4月に山東省軍務督弁になると、10月に直系孫傳芳軍が五省連合軍を以て徐州を攻めた。これを迎え撃った張軍が敗れて、山東省内に撤退、11月初めに徐州は孫軍の手に落ちた。津浦鉄道はこうした攻防戦の間に専ら軍用に供させられたが、戦いが止んだ後も、損壊が著しく、中興炭搬出はその影響をもろに受けた。のみならず、中興は、津浦鉄道沿線における最大の企業であり、張軍が徐州へ向かう通り道に程近かつたため、供出を迫る格好の標的となつた。開戦の約2ヵ月前の1925年8月、中興は、鉍産税がトン当たり0.4元引き上げられたので、その一部に当たる28万元を10日以内に納めよといきなり迫られ、10万元を差し出したところ、張軍が出動して山元を丸ごと包囲、礦警隊（炭坑警備隊）を武装解除した上、事務棟を占拠して、居すわつた。大株主の徐世昌、黎元洪が直系軍閥の首領格であり、総経理の朱啓鈴も徐の腹心であるために、直系への報復だったと考えられる。結局、張学良（漢卿）の名義で中興に投資した張作霖の斡旋で、包囲こそ解除されたが、1年半分の増税額46万5,000元を払わされた。その後も、張宗昌の部隊は度々山元周辺に駐屯しては、様々な名目で物資や戦費を要求し、例えば、1927年1月から2ヶ月余りにわたって、1万数千人の部隊への食糧を提供させた⁽¹⁰⁾。

徐州を中心に津浦鉄道沿線における北伐軍の行動を見てみると、1927年3月末に南京が北伐軍に占領され、4月中旬の南京国民党中央政治会議を経て、首都と定められた。そして新首都の外周を固める目的で、李宗仁・賀耀組・王天培の率いる3個軍を徐州を目指して北進させた。6月初めに直魯連合軍（孫傳芳・張宗昌）が徐州を退却、張宗昌は韓莊・臨城、孫傳芳は済寧に軍を止めた。一方、賀耀組率いる第40軍は23日に台兒莊、25日に嶧県・棗莊、続いて臨城を占領した。その後、李宗仁・賀耀組が南京・蚌埠に一時撤退した隙を衝いて連合軍が反撃し、7月末、王天培は徐州南方の宿県に退避、賀耀組軍も7月下旬に棗莊を撤退、徐州は再び連合軍の手に渡った。そこで蒋介石自らが指揮をとり、徐州奪還を目指したが、大敗を喫し、孫傳芳軍が勝利に乗じて南下、8月21日に浦口を占拠した。同月末、孫軍は南京郊外の龍潭で北伐軍と激戦の末、全面的敗北を喫した。12月に、何応欽北伐軍総司令の率いる5個軍が再び徐州に迫り、16日にこれを攻め落とし、馮玉祥の西北軍と合流した⁽¹¹⁾。

ここで北伐の第一段階が終了したわけであるが、その間に中興炭は全く搬出できず、貯炭が山積みとなったため、負債が嵩み、已むなく出炭停止となった。その状況を1928年5月に中華礦学社の派遣で山元を訪れた譚煥達の調査報告から見てみよう。譚によると、浦口から上海までは戦争によって全く不通となり、台兒莊から鎮江までの水路も、戦争とこれをきっかけに息を吹き返した匪賊によって脅かされていた。更に戦争が津浦鉄道の経営を圧迫し、記帳による供炭に応じるほかになく、車輛貸借料の支払も途絶えた。已む得ず15年7月に貯炭を抵当に社債300万元を発行したが、内100万元が「二五庫券」購入に使われた。その後も時局が一向に好転せず搬出再開の目処が立たないため、1927年8月には、貯炭50万トンを抱えて出炭中止となり、「外工」の殆どを解雇して、7,000人近くいた坑夫・工員を1,532名に減らした。しかし、これで損失が食い止められたわけではなかった。譚煥達が訪れた時には、貯炭50万トンが約30万トンに減っており、減少分の約20万トンは、自家用約6万トンの他、すべて「軍閥によって強引に運び出されたり」、記帳で津浦鉄道に供給されたりして、全く収入にはならなかったという⁽¹²⁾。かくて、1923年に360余万元もの利益を計上したのが、1928年4月には491万元の負債に転じ、内、社債175万元のほか、定期借入83万元、信用貸付75万元、4月分の未払賃金5.2万元である。借金を重ねた末、遂に立ち行かなくなったのであるが、中興切込炭の売価は、津浦鉄道向けの契約炭が4.5元と低価であったが、それ以外、嶧県では9.0元、臨城では10元、台兒莊では12.5元、浦口では15元であったので、仮に上記14万トンの代金が回収され得たならば、借入をせずに済んだはずであった。

さて、経営が極端に悪化していながら、「二五庫券」100万元を引受けたのは、北伐軍

が嶧県・棗莊を一時占拠した1927年7月のことである。蒋介石は北伐軍総司令の名義で命令を發布し、中興は「その資本に敵対分子のものが多く加入しており、敵軍を助け、地方で害毒を為している」として、かつて浙江省政務委員だった国民党員魏炯を中興没収に派遣した。蔣は同時に「採炭や搬出を従来通りに行い、各部隊は必要に応じて協力するように」とも命じたが、結果的に財政部次長である錢永銘⁽¹³⁾の斡旋で、中興が「二五庫券」を100万元引受け、これを、蒋介石が7月30日付命令で「深明大義（大義をよく弁えた行動）」と称え、財政部・交通部にその功績を記録に残すよう求めると共に、前線各軍に炭坑を保護するように命じたのである⁽¹⁴⁾。しかし、この7月に中興が供出させられたのはこれだけではなかった。棗莊に入った賀耀祖も戦費10万元を要求、現金は置いてないことを理由に断られると、賀は經理処主任左奇を山元に遣って、中興の上海分廠から支払うことを文書で約束させ、後に上海で10万元を手に入れたのである。さらに北伐軍第二支隊の陳幹司令も、7月4日からの2週間だけで、様々な理由を設けて、計7万元を借用したほか、各種費用計3万5,000余元を中興に負担させた⁽¹⁵⁾。

このように、軍閥張宗昌も、革命を掲げ、軍閥の一掃を目指す北伐軍も、中興から戦費や物資を搾り取ったのであるが、注目すべきは、北伐軍総司令が中興の株主の一部を「敵対分子」とであると指弾、これを根拠に戦費負担を強制したことである。そして、翌年4月に北伐が再開すると、総司令部では全く同じ理由を持ち出し、再び戦費供出を迫ることになるが、それが、没収事件の発端となるのであった。次はその経緯を見てみよう。

Ⅲ 没収に至る経緯

1 中興「整理」をめぐる整委会と農礦部との対立

北伐再開に先立って、1928年2月初めに国民革命軍総司令部（蒋介石総司令）が徐州に置かれ、その下に「戦地政務委員会」（以下「戦委会」）が設置され、主席と秘書長にはそれぞれ蔣作賓、王霸駟がなり、3月19日、国民政府各部から選任された5名が委員に任命された。3月20日、就任式が挙行され、中央党部代表譚延闓と国民政府代表李烈鈞以下、国民政府委員及び各部職員約200名が見守る中で、蔣作賓が委員5名と共に宣誓を行い、続いて譚と李が挨拶した。譚は、かつて北伐軍が広州を出発する際に政務会が組織されたが、当時その権限が不明瞭で、諸々のことで善を尽くすことはできなかった、昨年、中央政治会議でこの件が再討議され、戦委会を設け、権限を明確にして所掌を進めさせる結論となったと、戦委会設置の経緯を説明、李は、戦委会の使命は、軍事行動と共に、民衆を喚起して、国民党と国民政府に協力させ、軍が回復した県に於いて速やかに整理工作を行

い、国民党の救国の心を具現することにある、と言った⁽¹⁶⁾。このように、戦委会は、占領地の社会秩序を回復、そのために地方政権を速やかに樹立し、これを国民政府の支配下に置くと共に、国民党の主張を宣伝して民衆の支持を獲得するために作られたもので、その設置は北伐戦争の本格的再開を意味している。

戦委会は4月4日に徐州に移駐、その後、7月初めの解散まで、北伐軍の北上に従って占領地の政権樹立・秩序回復に努めるが、それはさて置くとして、中興との関連で、戦委会の下に設置された整理中興煤礦委員会（以下「整委会」）を中心に検討しよう。

先述の通り、戦委会は、主席蔣作賓以外、委員5名はそれぞれ外交、司法、交通の各部から選任されたが、未だ設立準備中の農礦部からは選任がなかった⁽¹⁷⁾。4月、蔣作賓は、国民政府委員会に対し、戦委会の下に整委会を設けるよう「提案」、合わせて6カ条からなる「整委会条例」を提出、委員5名に俞飛鵬⁽¹⁸⁾・陳家棟・夏炎甲・唐支厦・程淦岑を任命、俞・陳をそれぞれ正副主任に指定した。この内、陳は戦委会財政処長、俞は元総司令部兵站總監部主任兼江海關監督、唐は国民政府参事で戦委会顧問、夏と程は戦委会の秘書であった。蔣が「提案」を為した具体的な日時が不明だが、国民政府委員会第57回会議（4月27日）で「提案」を討議する前の4月17日に、俞らは既に津浦鉄道本線と臨棗支線との分岐に当たる臨城に到着、「公務を執り始めた」ので、国民政府委員会は既成事実への追認を迫られる形となり、それを繕うためか、「農礦部、工商部に下付し、審議の上返答せよ」として、同二部の判断に委ねた⁽¹⁹⁾。

これを受けて、設置間もない農礦部は、管掌範囲内にある戦地礦廠処理の主導権を取り返すべく動き始めた。まず、易培基農礦部長が4月20日の国民政府委員会第56回会議に於いて、中興煤礦については、農礦部派遣の調査員が調査を行った上で整理弁法を定めるべきであり、それまでは如何なる機関も恣に接収や営業干渉をすべきではないという内容の議案を提出、会議後には直ちに、議案が国府によって批准され、農礦部では左宗澍を戦委会に派遣し、中興煤礦調査に当たらせる旨を蔣作賓に打電した。そして、24日の国民政府委員会第57回会議に於いて、易は更に「保管戦地礦廠暫行規則」を提出し、これも議決されたが、同規則8条中6条までが、整委会における農礦部の主導権確保を図るものであった。例えば、農礦処主任（即ち左宗澍）が礦廠の処置方法に就き農礦部長の裁可を随時に受けること、接収後の礦廠の保護・管理については、農礦処主任が責任を負うこと、農礦処主任が貯蔵産品及び株・施設・営業状況などを詳細に調べ、農礦部長に報告すること、農礦処主任が農礦部長の裁可によって各礦廠に於いて緊急の弁事処を置くことができ、「敵産」の無い事が判明した時点で保管の終了を宣言する、などであった⁽²⁰⁾。これは、明らかに中興「整理」の権限を農礦部に集中することによって、整委会・俞飛鵬による恣意

な「敵産」処分を阻止することが狙いであった。

こうした中興「整理」の主導権奪還の試みには、単に部局間の競争や闘い合いではなく、中華礦学社（以下「礦学社」）に集まった礦業関係者の立場も反映されている。同社は「同志間の連絡を図って、礦学を研究し、鉍産を調査し、よって中国の礦業発展を目指す」ことを宗旨として掲げて、3月25日に発足、最初の事業として、漢冶萍鉄鉍の国有化を農礦部や国民政府建設委員会などに働きかけると同時に、全国の炭坑調査をも計画し、4月4日に譚煥達ら2名を当時既に国民政府の支配下に入った江寧二台洞窟にある華茂炭坑の調査に派遣している⁽²¹⁾。発足時期から見て、易培基の意図を汲んで、農礦部のシンクタンクの機関として立ち上がったと考えられるが、それはともかく、4月28日発行の同社機関誌『礦業週報』に論説が掲載され、農礦部の戦委会参加が遅すぎており、戦委会による戦地礦廠処理に礦業専門人材が用いられるのが疑問であるとした上で、次のように論じている。

十年前の中興は、わが国北方に於ける中国人経営の随一の炭礦であり、近年も、出炭量で中興に匹敵する我が国独自経営の炭礦に怡立などがあるものの、中興は相変わらず一流の大炭礦である。聞くところによると、中興の筆頭株主は、清朝の協統として真っ先に民国に帰順し、副総統・総統をも歴任した黎元洪氏である。ここに来て、革命政府の中興に対する処置には、社会輿論に照らせば、注目すべきところが数点ある。（一）革命期間中に、政府は生産の基本である礦廠をどう処置しようとしているのか。（二）完全に民営である大企業に対し、政府はどのような態度を採るのか。（三）長きにわたって痛めつけられ、今更に失業・流離に苦しんでいる北方の炭礦労働者をどうやって救済するのか。（四）民国の元勳である者の巨大産業を政府はどのように処置するのか。そして最も重要なことに、（五）国民革命期間中に、政府は重大財源である民間産業を革命推進にどうやって活用するのか。これらは一般社会がその答えを早急に聞知したいところで、また全国の礦業に携わる人々の一刻たりとも忘れられないことでもあり、我が中央と戦地には最も適当な処置を願わずにはいられない。そして、中興に対する処置が、直魯熱察綏奉吉黒の各礦処置の模範になろう。⁽²²⁾

要するに、中興に対しては、民間産業が北伐と国民革命の成功、国家の経済建設に資するか否かという見地から保護策を取るべきであり、黎元洪の政治色だけを理由に処理を間違えれば、戦地の礦廠引いては民間産業全体を恐慌させ、未統一の東北地方の礦廠にも動揺を走らせることになり、結果的に民間産業と政府との協力に亀裂を生じさせ、社会不安を招いてしまうのみならず、北伐戦争の目指すところの全国統一にも悪影響を及ぼしかね

ない、としている。この論説からは、当時、中興は筆頭株主黎元洪がかつて北京政府の総統であったことで、狙い撃ちにされているのではないかという観測が広く流れていること、そして中興処理は、当初から北伐成功後における新政権の施政を占う象徴的事件として捉えられ、特に産業界・政界に於いて広く関心を持たれていたことが窺える。礦学社のこの論説は、筆者が調べた限りでは、中興の維持と保護を声高に主張する第一声であった。のみならず、礦学社では、論説掲載と同時に、4月26日に編集幹事譚煥達と社員顔放人の2名を山東省各地の礦業視察に派遣することも決定、これを受けて、二人は手分けして、嶧県・坊子・博山・淄川・金嶺（金鉞）を踏査したが、嶧県の中興炭礦は、譚煥達が5月に訪れて調査した。先に引用した譚報告はその結果だったわけである。

しかし、戦委会による独断的な整委会設置に対する国民政府委員会の曖昧な対応からも分かるように、北伐の勝利確保を優先するために、国民政府の権力の重心が前線の総司令部に置かれていたため、農礦部の職権や世論を根拠に中興保護を訴える易培基や礦学社は、総司令部配下の戦委会・整委会と渡り合うのには、余りにも力が弱かった。5月初め、整委会が中興の貯炭を競売にかけると、いよいよ阻止が不可能となり、易は最後の努力として、5月8日に蒋介石総司令に直接書簡を送り、中興維持のために貯炭を一部残すよう切願したが⁽²³⁾、その後の流れから、完全に無視されたと思われる。『礦業週報』でも、先の論説以降、中興処理の動向を追い続けてはいたが、自らの主張は一切載せなくなった。恣意な「敵産」処分を阻止するために戦委会に送り込まれた左宗澍も、徐州に着任後、ずっと蔣作賓と行動を共にし、俞飛鵬率いる整委会と関わった形跡がない。つまり、4月末に済南接收に乗り込んだが、そこで「済南事件」に遭って一旦兗州に戻り、6月11日には蔣作賓と共に保定、そこから更に北京に入り、6月18日には戦委会から開灤礦務局督弁に任命された。そして、後述の通り、7月9日の整委会による中興沒収に当たっても、礦務処主任委員でありながら顔を見せなかった⁽²⁴⁾。易培基の期待とは反対に、農礦部と戦委会との闘ぎ合いに巻き込まれないように保身を図ったようである。因みに、礦学社の顔放人も、後述の通り、5月に整委会が中興炭搬出のために設置された「中興煤礦臨城駅転運処」の主任になる。

2 「整理」から沒収へ

さて、徐州から進軍した北伐軍は、4月10日に台兒莊・韓莊間の40キロに及ぶ堅牢な防御を突破、翌日に台兒莊からの一軍が嶧県を包囲、13日に嶧県・棗莊・臨城を占領、更に北上して15日に滕県、16日に兗州と済寧を占領した。そして、16日には蒋介石が早速専用車で臨城を訪れ、戦場視察をしたが、俞飛鵬率いる整委会も同日に臨城に到着、そ

の足で中興炭坑のある棗荘に入ったという⁽²⁵⁾。

8月10日の中興公司株主総会で張仲平（故張蓮芬総理の息子）が報告したところによると⁽²⁶⁾、整委会が調査に入っているという第一報が棗荘の山元から天津の中興総事務所にいったのは4月19日のことであり、23日には整委会からも、協議のために全権代表を臨城に派遣せよという連絡が直接あったので、急きょ董事会を開き、張仲平・羅義生の2名を代表に推した。5月3日になると、整委会から2度目の入電があり、5日以内に代表が到着しなければ、交渉の意思がないと見做して、整委会独自で「整理」を進めると言ってきたが、上海に到着したばかりの張仲平らが、直ちに臨城へ向かって出発すると愈に打電したところ、上海で待てという返電があった。愈の到着を待っている間に、棗荘から連絡が入り、棗荘・台児荘・浦口の各分廠にある貯炭が既に封鎖され、本坑の収支・煤務・工程の各処にも整委会関係者が入っているほか、臨城には「中興煤礦臨城駅転運処」が設けられ、顔放人がその主任となって、臨城経由の中興炭搬出すべてを掌握している、ということであった。さらに、新聞で整委会が出した広告を読んで、貯炭30万トンが競売にかけられていることを知って、直ちに農礦部・戦委会・整委会に抗議を申し立て、競売中止を要求すると共に、前年に貯炭を抵当に社債の発行を引き受けた浙江興業・中南・大陸・金城・塩業の各行にも通報し、これらの銀行からは5月7日に農礦部と整委会に抗議文が送られたという。

確かに、『申報』には整委会が出した「招投嶧煤」という広告が掲載されており、それによると、整委会は中興炭30万トンを競売にかける入札説明書を作り、上海辣斐爾路（Rue Lafayette）474号にある「弁事処」に置いて、応募者の随時閲覧に備えたほか、入札期限が5月16日と定められ、公開開札式は翌日午後2時に予定されていたことが分かる。また、易培基農礦部長の蒋介石宛書簡は既に見た通りであるが、社債引受銀行団の連名による農礦部・整委会宛の5月7日付「声明」も確認でき、そこでは中興炭30万トンは社債発行の抵当物であり、競売にかけると、当行と中興との関係契約を調べた上、社債購入者の権利と引受銀行の信用をも考慮してほしいと訴えている⁽²⁷⁾。詳細なやり取りは不明だが、整委会が山元に入った前後の双方の応酬など事態の流れはほぼ張仲平報告の通りだったと思われる。

占領地の大型炭坑に対し、ある程度の監視や統制を一時的に行うのは不当とは言えず、調査のために関係部署を抑えるのも已むを得ないだろうが、戦委会では、北伐軍の激しい戦闘と猛進軍を尻目に、使命には本来ない炭坑処理のために専門委員会を設け、炭坑を押えると同時に、貯炭競売を強行したのである。そして広範囲にある幾つかの分廠を一斉に抑えたという素早さ、戦費供出強要の「前科」、更に世論の観測などを想起すれば、い

わゆる「整理」、「調査」が戦費調達のための計画的な行動だったことは明らかである。

30万トンの貯炭競売は、銀行団からの抗議を受けてか、結果的に中止された。銀行団の5月7日付声明に対し、整委会は5月15日に回答し、中興の債務については、本会が発足したばかりなので、未だ精査は行っておらず、後日精査して改めて通告するとした上、「本会は同会社の社会における信用及び実業の前途については、これの保全に努めるよう顧慮しないわけがない」と言明した⁽²⁸⁾。しかし、水面下では激しい交渉が続けられていた。

張仲平によると、8日になってやっと上海で兪に会えて、敵産に当たる株は調査の上没収、貯炭はすべて競売にかける予定だが、戦費500万元を奉納すれば、貯炭は残し、自由に営業させよう、と告げられた。張らは、「敵産」と雖も、個人資産だから、政府には法的手続きに則って処理を求めたい、貯炭は社債発行の担保として銀行に入れているので、中興には自由に処理できない、と応じた。そこで、かつて中興に「二五債券」の引受を働きかけた錢永銘が斡旋に入ったため、兪は300万元を先に支払った時点で、整委会が浦口までの貯炭30万トン輸送に専用車4列を手配し、中興による独自売炭に協力しようと言ったが、金額500万元にはこだわった。これに対し、張らは、運路再開を前提に売上から計100万元控除する方式を提示した。このように、金額と共に、支払いと運路再開のどちらが先かも焦点となった。激しい駆け引きの結果、兪は、金額は100万元に下げて譲歩する代わりに、運路再開への協力を断って、即時支払を要求して譲らず、交渉を一旦打ち切った。その後張らは連日のように銀行との借款交渉に走り回ったが、古い債務が未償還の上、貯炭が押えられ、運炭も自主的にできないなどの理由で悉く断られた。また、上海のある石炭商に対し、長江流域に於ける一手販売権を10年間付与するという条件で交渉を持ちかけてみたが、同様の理由で拒否された。その間にも、兪の命で上海に残留した徐某から頻りに支払いを催促されたが、どうすることもできず、6月19日になって、兪から電報があり、(一) 奉納金は7月1日までに必ず払い込むこと、(二) 株主名簿は25日までに必ず整委会に提出すること、(三) 直ちに董事会を開き、7月1日までに採炭を再開すること。上記三項目中一つでも履行できなかった場合、整委会では別途解決方法を講ずる、と通告してきた。情勢が瀬戸際に差し迫っていると判断した張らは、農礦部に対し交渉経緯を説明した上で、斡旋を要請すると同時に、銀行との交渉を重ねた。その結果、銀行からは次の最終条件が提示されてきた。(一) 今回の奉納金を払った後、国民政府及び山東省政府が中興に対する特別課税をすべて免除すること。(二) 銀行は中興に代わって100万元の短期社債を発行するが、津浦鉄道管理局長の署名を以て担保とすること。(三) 整委会への入金、貯炭が抵当に入り、且つ整委会が交通部に働きかけて、津浦鉄道管理局と中興とが締結した「利益交換契約」に従って運炭できるようになった後に行うこと。兪は当然

これを拒否、更なる交渉はしないとも明言して上海を離れた。30日になると、「30日までに奉納金を支払われなければ、軍閥と不正商人がゲルとなって抵抗を試みていることが明らかであり、総司令部の名に於いて同公司を全て没収せよ」という漢陽からの蒋介石「艷電」が兪から伝えられ、7月5日に没収令発布に至ったという。

張仲平の報告した経緯を整理すると、兪との直接交渉は2回行われ、1回目は、錢永銘の斡旋の下で進められ、激しい応酬の末、中興側は運路再開を前提とした奉納金100万元に同意したが、整委会側は運路再開への協力を約束せず、事実上物別れとなり、中興側は銀行や石炭商からの支援を引き出そうと交渉したが、それも果たせなかった。そうこうしている内に、待ち切れなかった兪が再度上海にやってきて、最後通牒を突きつけたが、銀行の提示条件に望みを失い、蒋介石に報告の上、没収を強行した、ということになる。この中で、注目すべき点は二つある。一つは錢永銘の斡旋であり、ここに兪が当初指定の交渉地を臨城から上海に変えた理由がある。つまり、兪は、出炭停止、従業員解雇にまで追い込まれた中興は奉納金拠出にそのまま応じられず、結局上海の銀行に頼るほかなく、従って上海で錢永銘の斡旋を借りて交渉を進めたほうが早いと判断したと思われる。二つ目は、2回目の交渉の結果として銀行が提示した三条件である。そこでは短期社債発行を提示すると共に、支払の前提条件とその後の補償措置も要求しているが、実質的前提条件である運路再開は、戦時中故に実現の見込みがほとんどなく、また、津浦鉄道管理局や交通部に保証責任を負わせるのは筋違いであり、況してや山東省政府と国民政府に課税免除を求めるとなると、奉納金の不当を政府に認めさせるのに等しい。しかし、受け入れられる可能性の殆どない条件を取って提示したところに銀行側の態度が窺える。つまり、ハードルを高くすることによって整委会に手を引かせること、それでも強要するなら、決裂をも辞さないという姿勢であって、5月7日付「声明」で貯炭競売に反対せず、社債購入者の権利と引受銀行の信用を考慮してほしいとしたのとは対照的である。

ここまでは張仲平報告を元に分析したが、兪飛鵬が中興炭坑没収の当日（7月9日）、中興職員を前に明かした「真相」は、当然ながらだいぶ違っている。兪に依れば、整委会は中興公司の保護を図るのが方針であり、そのために5月初めに上海で交渉を行った。その場で、張仲平は、戦争の影響によって石炭の積出が困難であり、負債が多額に上っている、維持の手助けをしてほしいと言ったのに対し、整委会は元よりその方針であるから、中興に誠意さえあれば、何でも相談をして解決していこうと答えた。張は、整委会との相談で決まったことに農礦部や山東省政府から異議が上がらないだろうかと心配したが、整委会には全権を有しており、山東省政府も中央政府の支配を受けているから、問題はないと答えた。そこで、5月8日から18日夕方まで話し合いをした結果、中興側が政府に対し

戦費100万円を奉納、敵産に当たる株は没収、一般商人の株は其のまま維持するというこ
とで合意に達した。張は更に（敵産に当たる部分の）没収範囲を縮小するよう求めたが、
これも考慮すると答え、張はたいへん満足していた。ところが、その後中興側は承諾を反
故にし、今日に至っても払っていない。小生が前線から戻って調べると、中興側は、南方
各地における一手販売権の付与という条件で、開灤炭の販売を扱っている劉鴻生から75
万円を、更に中南・金城・大陸・塩業・浙江興業の各銀行から30万円、四明銀行からも
45万円を借り受けていること、借款の用途は本来、政府への奉納金100万円、機関車や車
両の購入費30万円、採炭復工費20万円であったことが分かった。しかし、借款がまとまっ
た後、中興側は、整委会に対し、借款の担保を提供すること、新規購入の機関車などを中
興炭輸送専用に指定するよう交通部に登録手続きを済ますこと、といった無理難題を突き
付けてきた。これは、整委会が戦委会と同時に解散されるだろうと見込んだ引延戦術であ
り、明らかな欺瞞行為である。そこで6月27日に、小生が再び上海に行き、三日以内に奉
納金を支払うこと、期限が過ぎれば、再交渉には応じないと「約定」をして南京に戻った
が、破局になるだろうとの予感があった。中興が約束を反故にしたことで、北伐戦費や国
家財政には勿論、総司令の囑望にも応えられず、信用を失っているのに、止むを得ず漢口
に滞在中の蔣総司令に経緯報告をし、29日には、30日までに支払わなければ、公司を没
収せよとの返電を受けた。これを早速張仲平に伝え、更に5日間待ったが、依然として払
込がなく、南京にいる張仲平は、密かに各方面に運動をしながら、「小生とだけは会おう
ともしなかった」。公司側に全く誠意がないことが明らかになった、と⁽²⁹⁾。

この「真相」説明において、俞飛鵬は中興に100万円を供出させることは、北伐戦費と
国家財政を補うためであり、総司令蒋介石の「囑望」であったことを認めている。そして、
その供出を「奉納」と称して、民営企業が国民革命に当然果たすべき義務であり、払わな
いのは義務を果たす「誠意がない」という論法が貫かれている。ここで注目したいのは、
俞が中興側の粘りに粘った運路再開について終始言及を避けていたことである。それこそ
交渉の核心であったことは既にみた通りである。極言すれば、張仲平らが100万円供出に
応じた時点で、仮に整委会が運路再開の要求に応えたならば交渉は元よりここまで拗れず
に済んだし、没収という事態も避けられたはずである。しかし、損壊激しい津浦鉄道が軍
事輸送だけで精いっぱいである中で、それは整委会の力が及ばない相談であった。譚煥達
が山元を訪れた5月には、売炭は「車輛不足によって、僅かに戦委会が設置した整委会に
よって販売を代行しているが、量が限られている。幸いにも運河の水量が増え始めたので、
最近台児荘では毎日千元前後の売上げがあり、これが現時点における維持費の凡てである。
（水量が更に増えれば）毎日300トンほど売れるだろう」という。津浦鉄道の輸送力が限

界に達し、中興炭は運河に出るほかないが、それも水勢が弱く、大量輸送はできなかったことが分かる。実は、中興没収直後に、俞は津浦鉄道局臨時管理委員会の会議に出席し、中興炭搬出の車輛確保を求めたが叶わず、自らが南満鉄道から機関車購入をも検討していた⁽³⁰⁾。

俞の説明では、張仲平の言った「石炭商」とは開灤炭の上海一帯における販売を一手に引き受けた劉鴻生であることが判明し、更に辿って行けば、劉と中興側、銀行団との間で交渉が確かに行われたことが分かる。つまり、劉は開灤炭鑛代理人宛の書簡に於いて、銀行団から共同借款に加わるよう頼まれたが、開灤の名前を出さずに借款に加わってよいかと打診しており、更に契約書草案も2回作成している。但し、それが調印された形跡はなく、「実現しなかった」とされている⁽³¹⁾。これから判断すれば、俞は不完全な情報をキャッチして逆上し、一気に没収に突き進んだのが実情ではなかったかと思われる。

IV 没収とその波紋

7月5日、中興没収の布告が蒋介石総司令の名に於いて発せられた。布告の前半は俞飛鵬の手による蒋宛報告で、巨額の資金を握って戦費供出を引き延ばした上、断ったという中興の悪行が暴かれている。そして、後半は即刻没収せよという蒋の命令で、次の通りである。

調べによれば、中興煤鑛公司是北方軍閥に握られ、敵産に関わる株が頗る高額に上っている。従来より軍閥を後ろ盾にし、今回は更に大胆にもゲルで姦計を巡らし、約束を反故にして戦費徴収を阻もうと企んだ故、正に自業自得である。同鑛の財産を全て没収して国有とし、俞主任にして委員会を組織せしめ、直ちに接收の上整理に着手せしめて、以て悪行を懲らしめ、鑛務の維持を図るよう文書を以て命ずると共に、ここに布告を発する。商民これを体得せよ。⁽³²⁾

これを受けて、9日、俞飛鵬が陳家棟と夏炎甲を代表して、唐支厦及び顔放人（程淦岑と左宗澍の代表）等を率いて棗莊の中興に入り、職員全員を集め、布告を読み上げて、没収を実施した。その直後に、「車両と復工」に資金が必要だという名目で、『申報』に広告を掲載し、再び貯炭10万トンを競売にかけた⁽³³⁾。

さて、没収令が発せられる前の7月3日、中興からは朱啓鈴総経理名義で蒋介石総司令に嘆願書が送られた。その中で、昨年に北伐支援のために他の公司に先駆けて「二五庫券」

を引受け、総司令の表彰まで受けた中興が、今回奉納金供出に応じられないのは、公司の実状により融資が受けられなかったのが原因で、決して軍閥に通じているからではないと弁明の上、奉納金捻出の方途としては、100万元相当の貯炭販売について、政府が元金と利息を保障するという条件で、貯炭の権利者である社債保有者と交渉するしかないとし、合わせて炭坑に対する管制を解くよう求めた⁽³⁴⁾。

9日に没収が現実となると、中興では臨時株主会議を8月10日に召集することを決めると同時に、上記嘆願書を12日の『天津益世報』、『大公報』に公表した。新聞を巻き込んだ反対キャンペーンが始まったわけである。

『大公報』では上記嘆願書掲載に続き、社説も掲載された。それは、後の請願運動に見られる中興の立場や主張、方針を先取りしたもので、ここで詳しく見ておこう。社説では、まず没収に対する経済界の反応を次のように紹介している。中興は、中国人が独自で経営する唯一の大炭坑として、絶え間なき戦争と軍閥の強奪とによって休業の止む無きに至り、株券を担保にした借入金約500万元と無記名社債200万元とを合わせて、実に巨額の負債を背負いこんでいるが、それだけ経済界と直接間接的関係が極めて深いので、没収が伝わると、天津・上海の経済界に衝撃が走っている。また、昨年に北伐戦費を90余万元も拠出し、国民革命軍総司令部から表彰も受けたことから、一般的には保護されているとみられていただけに、意外な処置に様に驚愕している、と。その上で、革命に際会して、戦費の割当は止むを得ないところがあり、中興としても、昨年に引受けたからと言って、もし余力があれば、応ずるべきであろう。しかし、長きにわたって張宗昌の悪政に喘いできた上、南北間の戦争が重なり、昨年からの休業にも追込まれ、連続二年も無配である中興は、常識的に考えても、既に余力が尽きており、割当に応じなかったからと言って公司を没収するとは、行きすぎた措置と言わねばならないと、中興弁護を展開している。さらに、革命後の敵産没収は不思議でも何でもないが、敵産没収と公司没収とを厳格に区分せねばならず、もし或る株主が没収に値する罪を犯したとして、公司という法人の全資産を没収するならば、株式という公司制度が一日たりとも存続し得ないだろうと、株式という会社組織原理から中興没収の不当を力説し、ついでに先に国民政府が召集した全国経済会議の議決にも触れて、没収は慎重を期すようにと主張している。その会議においては、長江流域の数多くの公司や工場が、敵産が少数入っているだけで全部没収されたり占拠されたりして、極めて大きな損害を被ったことが取り上げられ、激しい討議の末、「国を誤り民に災いする者の敵産が一部に入っている場合、法に従って判決を行ってその部分だけを没収し、決して恣に没収してはならない」という内容を書き入れた議案が採決された、という。最後に、今日の経済政策としては、特定個人の資産保護を前提としたものはもは

や通用しないが、国民政府は、国全体の発展を目標に実業発展に於ける公営と民営との領域を明確に定めた上で、公営にすべき領域について既存企業の債務と資本を償還し、民営の領域については既存企業の保護と発展を図るべきだと主張している⁽³⁵⁾。

没収事件の経済界に与えた衝撃や中興弁護といった部分はさておき、全国経済会議における議論・議決に触れたところからも分かるように、論説は、中興没収を個別的事件としてではなく、北伐以来長江流域で多発した一連の類似事件の一つとして捉え、民営領域における既存企業の保護という見地から、行き過ぎた「敵産没収」を非難している。注目すべきなのは戦費割当と敵産没収とを分けて論ずるその論法である。つまり、国家統一のために、余力のある企業は戦費割当に応ずる義務はあるが、強制的に供出させるべきではなく、敵産は没収すべきだが、それに当たらない合法的部分にまで手をつけるべきではない。そして敵産かどうかを判別するには、国民政府が実業発展に資すべく、具体的には全国経済会議における関係決議に準じて、法に則って行うべきであるというのである。

法に則った処理というのは、張仲平らが俞飛鵬との交渉に於いても求めたところである。しかし、上述の全国経済会議で採択された議決は、大きな反響を呼んだが、それに対する抵抗も強く、7月初めの全国財政会議で通過できなかった。敵産処理については、武漢国民政府で発布された旧条例があるものの、「敵産は悉く処理されたものの、国には銅銭1枚も入らなかった」ことから改正が議論されているので、論説の時点においては準ずるべき法的根拠は、実際存在していなかったのである⁽³⁶⁾。

その後、中興は朱啓鈴総経理の名による二回目の嘆願書を7月22日に蒋介石総司令宛に送り、没収後の混乱ぶりを述べた上で、前回嘆願後、没収命令の執行中止を指示されたが、交通不通によってその指示が伝わらなかったのではと言って、整委会に再度指示するよう求めている⁽³⁷⁾。蒋介石による指示があったかどうかは不明だが、整委会では没収を解かなかったのは事実である。そんな中で、株主会議が予定通り8月10日開かれた。会議では、前述の通り、張仲平と羅義生が整委会との交渉経緯を詳細に報告した後、董事会では、奉納金支払に応ずる代わりに炭坑返還を求めていく方針を提起し、了承された。そして交渉に当たる株主代表若干名の選出、返還が実現しなかったり、新たな条件を出されたりした場合の対応や、返還が実現した場合の復旧措置及びそれに要する資金措置など、計5項目について討議された。その結果、当面は返還実現に向けて代表を選出するのが先決で、その他は状況を見て臨機応変に対応していくほかないとして、交渉能力を第一に、黎紹基（字は重光、黎元洪の息子）・周星裳（漢口商会長）・汪子健（字は有齡）・唐伯文・胡聖余・胡英初・林行規（字は斐成）の7名が代表に推された⁽³⁸⁾。注目したいのは、総公司事務所の天津から上海への即時移転も同時に議決されたことである。中興の最大市場が長江下

流域とりわけ上海であるため、移転自体は何の不思議もなく、寧ろ遅きに失した感もあるが、この時点での移転決議はやはり経営上の理由のみならず、北伐の成功によって南京の国民政府がいよいよ安定し、これに伴って上海は経済に加えて、政治的にも重要性が増してくるという大局的見通しが立ったこと以外に、炭坑返還を求めていくには上海の工商業者特に江浙財閥との接近を図る必要があったからだと考えられる⁽³⁹⁾。

この前後に、他の立場から返還を求める動きも見られた。8月3日には棗莊の「民衆代表」梁歩海・金方遠・田冠五ら3名が、「兵站總監部俞主任」経由で蒋介石総司令に書簡を送り、中興は地元で病院や学校を経営し、道路や橋梁を作り、自衛団の維持にも努めるなど、その善行が数えられず、且つすべて中国資本なので、更なる発展のためにこれを極力維持・激励していただきたいと嘆願、近年の経営困難によって今回の戦費奉納が遅れたが、許せない理由はなく、同公司においても深く後悔し、反省をしているとのことなので、約束の戦費を払い込めば、寛大な処置として没収令を撤回される余地はないのかと訴えた⁽⁴⁰⁾。8月11日には、中興社債の保有者たちが、整委会が貯炭を競売にかけて以来、売上からの返還分控除がずっと為されず、保有者の共同利害に関わるから、救済を求めるべきだとして、天津の戒酒楼大飯店で会合を持ち、議論の末、林行規が平津地方の債権保有者代表に推され、銀行と協力して、貯炭競売の即時停止、控除金の追納、銀行による貯炭の保管を求めることになった⁽⁴¹⁾。林は中興公司の法律顧問で、前日の株式会議で交渉代表にも選ばれ、また「民衆代表」の嘆願も奉納金支払に応ずる代わりに炭坑返還を求めるという中興の方針に沿ったものなので、これらの動きは何れも中興の息がかかったものと見て間違いない。更に、中興職員も行動を始め、共済や遺族扶助、定期貯金などの目的で長年にわたって積み立て、公司に預けてきた貯金102.6万元の返還を整委会に命じるよう、国民政府に求める嘆願書を34名の署名で用意し、9月初めに提出した⁽⁴²⁾。

更に、山東省政府からも中興管理に加わろうとの声が上がった。8月6日に開催された山東省政府常務会議で、于恩波農礦庁長から中興管理への参加について議案が出され、議決を経て、国民政府に提出することとなった。于是提案理由について次のように説明している。(一) 中興は山東省で最大の礦廠であり、農礦部が管理をしても、各種の施設や労働問題などで結局省政府と無関係ではあり得ない。(二) 総理の建国大綱第11条には、礦産・水利の利は地方政府がこれを所有し、地方政府によって経営され、その利益は地方政府に属するとの規定があり、また第12条には、各県の大規模な工商事業は、地方政府の力が及ばない場合、中央政府がその経営を助け、純利益は中央政府と地方政府とで折半で分配する、との規定もある。(三) かつて安徽省烈山炭坑が国有になった後、安徽省政府が上記規定に従って管理への参加を要求し、円満な解決を見た。(四) 中興からは、毎年鉅区

税5万元、鈹産税4万7千元の上納があり、全省税収のそれぞれ1/3、1/2に当たるほか、純利益が正常では毎年360余万元も上がる。省政府がこれを所有したり、或いは管理に参加すれば、利益配分を受けることができ、山東省の様々な建設に有利である、と⁽⁴³⁾。

このように、中興没収は広範囲にわたって大きな波紋を投げかけ、各界から返還を求める声が上がったが、それらの動きは、時間的には8月10日前後の株主会議に合わせたかのように集中していること、地域的には天津・山東といった北伐占領地を中心としていること、報道も主に『大公報』や『天津益世報』が行っていることなどから、山東省政府の動きを含めて、何れも中興会社の息がかかったものであった可能性が高い。このことは中興の華北における影響力の大きさと共に、この時点まで、上海方面に対する働きかけが未だ本格化していないことをも示している。

V 請願運動

1 請願書

黎紹基ら6名は8月29日までに上海・南京を訪れ、南京では国民政府各部及び蒋介石国民革命軍総司令・国民政府・軍事委員会・建設委員会に株主連名の請願書を提出した。先述の中興職員34名の嘆願書も同時に提出されたと思われる。請願書は山東省政府にも提出された。上海では、債権引受銀行団のほか、上海銀行公会及び上海総商會と協議を持った。また、銀行団も、中興は銀行と債権関係にあり、敵産とは違って没収すべきではないとして、国民政府及び総司令部に返還を求めた。それを受けて、蒋介石総司令は、俞飛鵬に対し、没収令執行の一時中止を電報で命じた⁽⁴⁴⁾。

請願書では、先ず、会社の今日あるは「30余年もの長きにわたった努力が積み重なった結実」であるとして、単に軍閥の資産としては片づけられるべきでない主張、続いて整委會との紛糾の経緯を振り返った上、俞主任が中興を「軍閥と不正商人とが姦計を巡らして戦費調達を阻もうとしているのが明白だ」と決めつけたのを指弾、全財産没収は、「17年6月12日に政府が公布した対内宣言」に見られる実業振興の公約⁽⁴⁵⁾や、「17年7月13日に政府が頒布した敵産処理修正条例」⁽⁴⁶⁾の関係規定には抵触、民営各礦廠の保護を定めた「17年7月の財政會議の決議」⁽⁴⁷⁾及び戦費調達における財産没収を厳禁する軍事委員会の17年7月の命令にも違反している、としている。敵産と判定されたことについては、前年7月に正義を志した同じ会社が、天下が定まった今年になってその逆に走ってしまう理由がどこにあらうかと反論、戦費が至急に必要だからと言って、上述の法令や政策に反して、「国家の功労者だった人の後継者や社会が愛護すべきところの弱い人たち」を一概

に軍閥、不正商人と決めつけ、その生活の頼りとなる場所の財産すべてを没収すべきではないと主張、「これ以上の損害発生を避け、営業を再開できるよう、法令に従って没収命令を撤回し、煤礦の財産を返還するよう」求めた。

そして最後には「時局に関する総司令の発表を新聞で読んでみると、……総司令の虚心坦懷で包容力のある一貫したお姿を拝んでいるようで、中興の件で違っているように見えたのは、或いは事実をご存じないからだろうと思われます」として、整委会への激しい指弾と対照的に、蒋介石の責任を極力排除して、蔣に態度転換の余地を残しておいた。また炭坑返還の代償として奉納金支払には応じるという方針が既に決まっているが、請願書では明言を避けた。国民政府引いては総司令部に圧力をかける一方、水面下における折衝の余地を残したのである。このように、請願書は国民政府の宣言などと没収事件との矛盾を突くと共に、国民政府各部と総司令部、総司令部と整委会との立場の不一致を見据えて、事件を起こした責任を凡て整委会・俞飛鵬に帰してしまう、実に計算し尽くされたものであった。

それはともかく、請願書で中興の株主を「国家の功労者だった人の後継者」と自称、また「敵産処理修正条例」を中興処理の根拠としているところは、政治情勢が中興に有利な方向に変化したことを示している。つまり、筆頭株主として中興に「敵産」を持った黎元洪が6月初めに死去したのを受けて、8日、国民政府では黎を「民国元勳」と追認、「優恤」即ち栄典を与えることにし、更に26日の第74回国民政府委員会に於いて、黎の国葬を行い、全国の官公署や各団体に於ける半旗掲揚などを内容とした「黎前大總統營葬典礼」を決定した⁽⁴⁸⁾。これによって、黎所有の中興株はもはや「敵産」ではなくなり、「民国の元勳である者の巨大産業を政府はどのように処置するのか」というかつて礦学社が発した問いに、国民政府が答えなければならなくなったのである。17年7月13日頒布とされる「敵産処理修正条例」とは、正式名は「処理逆産条例」であって、確かに7月13日の国民政府委員会第79回会議で可決されたが、正式頒布は17日であった。ただ、『申報』が14日に武漢時代の旧条例に対する修正案の可決を報じ、翌15日には、主な修正点を掲載している。それによると、新条例第6条は旧条例第5条に次の内容が加えられてできたという。即ち、公司・商店の財産に一部逆産が入っている場合、「逆産処理委員会は当該財産を没収するを得るも、他の投資者の権利を侵すべからず」と。更に7月21日には、この第6条を特に取り上げ、「この項目の修正案は宋子文の主張による」という⁽⁴⁹⁾。『大公報』の7月14日論説が工商業界の声しか根拠にできなかったが、中興が請願書を用意した時点では、新条例が既に頒布され、特にその第6条が中興の請願運動の最も有力な法的根拠となっていたのである。

2 上海銀行公会と上海總商会の支援

上海では、中興の社債発行業務を引受けた銀行団が、5月初めに貯炭が整委会によって競売にかけられたことを中興から知らされ、引受銀行と社債保有者の利益を考慮するよう農礦部や財政部などに求めたことは先に見た通りである。中興没収後、各銀行はそれぞれ国民政府の窓口機関に解決策を要請したが、一向に返答が無いので、銀行公会に対応策を討議するよう求めた。これを受けて、公会では8月27日に続き、31日にも会合を持ち、「一同激昂」というような雰囲気の中で、公会名義と全会員の総意で以て、没収令の撤回を求めることになった⁽⁵⁰⁾。

当初各会員による個別対応に任せ、様子見をしていた公会が遂に交渉の表舞台に出たのは、会員からの突き上げと中興の訴えも奏功したが、後述の要請書からも分かるように、整委会の強硬姿勢が重要な原因であった。各方面からの請願や抗議を受けて、蒋介石は没収令執行の一時中止を俞飛鵬整委会主任に指示したので、事態はこのまま収拾に向かうかのように見えた。しかし、全責任を被せられた俞飛鵬・整委会は、「朱啓鈴総経理に嚴重注意」すべく、30日付『申報』に請願書を論駁する文章を載せた。そこでは、中興が1927年7月の「二五庫券」引受けは「政府に対する商民の果たすべき義務」であり、庫券は償還されるものなので、「引き受けをするもしないも同じであり」、これを理由に奉納を拒絶すべきではないと述べた上、中興の約束反故のみならず、かつて交渉の仲立ちに入った錢永銘・胡筆江の両氏をも、株主たちと共に奉納金支払阻止を図ったとして、強く非難している。更に、銀行が貯炭を抵当に取っているかどうかは本会とは関係がなく、中興に直接交渉するがよい、本会は同会社の財産一切を処置する権限があり、如何なる機関もこれに口を挟むべきではなく、「同会社と関係のある銀行もこれに干渉すべきではない」と述べている。そして最後には、「会社の事務や人事のすべてを牛耳っている」朱啓鈴を強く批判し、「後悔のないようによく自重自愛を心得よ」と脅しとも取れる警告を発している⁽⁵¹⁾。

銀行公会の主張は次の通りである。大企業にはどれも多少なりとも政客や軍閥の投資が入っている現状で、中興没収は「人民に深い警戒心を抱かせ、国と協力する機会を永遠に失わせることは、国にとって小利があっても、損失が実に大きい」として、いわゆる敵産処理は慎重に期すべきだと主張している。如何なる機関も容喙させないとする整委会に対し、銀行が対企業融資に抵当を取ることの正当性を強調、政府でもこれを無視して「与奪を恣に」すべきではなく、従って中興貯炭が何人の手に握られていようと、銀行はそれに対する権利を主張し続けていくとして、真っ向から対決姿勢を見せている。更に、「処理逆産条例」第6条を根拠に中興没収の違法性を追究した。つまり俞飛鵬が当初示した非敵

産株の維持は同第6条に通底したものであり、これを奉納金100万元とリンクさせ、交換条件としたことで、同第6条の「民営資産保護の精神が損なわれている」としている。そして、四中全会で法治社会の基礎確立という方針が打ち出されたが、「勲功によって人望の高い党と国の柱石」である人こそ、これを率先して実践すべきであるとして、整委会の後ろ盾と見られる蒋介石にも矛先を向けたのである⁽⁵²⁾。

銀行公会に次いで、上海総商会も、中興沒収は「民衆の投資への自信を損なうところが大きい」として、請願行動に加わり、請願書を国民政府に送った。総商会も中興処理の法的根拠が「処理逆産条例」第6条であるとしているが、更に沒収令撤回の理由を歴史にも求めている。即ち、中興はドイツなどの侵略から国家権益を守る面で、「忘れてはならない勲功があり」、従って咎められるべきところがあったとしても、国家の実業開発を志す者を激励するという見地からも、寛大な態度を取るべきである。清末には民間による鉄道敷設が活発だったが、国有化政策によって大打撃を受け、以来、鉄道投資を試みようとする者は二度と現れなかったが、それは「国に信用が立たず、民に実業があっても保護されなかった」からである。中興処理に於いても、当局が少しでも公平さを欠いたならば、これを前例と見る人民は国と協力しなくなるだろうと述べている⁽⁵³⁾。

因みに、銀行公会と総商会の請願書は、中興と同じく国民政府各部及び蒋介石国民革命軍総司令・国民政府・軍事委員会・建設委員会に提出された。

3 返還の内実

このように、9月初めになって、中興と上海銀行公会、上海総商会とが共闘関係を形成し、国民政府自らの実業保護方針と「処理逆産条例」第6条を根拠に対決姿勢を見せたことで、北伐戦費を始め、財政基盤を上海の金融界、工商業界に依存している南京国民政府は足元から揺さ振られたのである。

銀行公会は、請願書提出後も「(財政)部に対し、連日のように打電して、沒収令を撤回し、同会社の善後方法を速やかに講じるよう働きかけ」たり、上海に来ている宋子文に直接交渉を展開したりする一方、「中興が官弁にされることは、債権問題に関わり、様々な関係を考慮して、絶対に否定されるべきである」と公にも態度を表明して⁽⁵⁴⁾、圧力をかけ続けていた。その間に、国民政府各部と総司令部との間でも折衝が続けられ、下旬になって、総司令部の態度軟化が明確になってきた。9月23日、総商会に工商部からの返答があり、本件は総司令部の主管なので、当部では記録原本がなく、当然なことに命令撤回などはできないが、株主たちと塩業銀行からの請願書を受領後、総司令部に文書を送り、商民の困苦を汲み取る角度から再考するよう頼んであるという⁽⁵⁵⁾。これより二日前の21

日、司法部からも銀行公会に「(中興の) 主管機関に対し再審査を直接願い出るように」との連絡が届いた。公会は早速農礦部に願い出たところ、25日には総司令部の農礦部に与えた返書が速達で送られ、それには、中興の株主代表である黎紹基が既に奉納金を約束通りに納めたことに鑑み、「整委会が先に定めた弁法」に従って、敵産に当たる株は没収、一般商民の株はその「困苦を慮って」これを維持して、中興財産を返還し、同時に整委会解散を決定したこと、敵産審査及び没収株の管理については、別紙で国民政府に担当機関を決めてもらうこと、財政部及び山東省政府にも中興炭坑の保護に努めるよう、この決定を同時に送ったことなどが書かれていた⁽⁵⁶⁾。

総司令部が返還に応じたのは、中興が「命じられた通りに」奉納金を払ったことで、メソツが保たれたからであり、そういう意味では、中興が蒋介石の責任を排除したことも功を奏したと言えよう。ただ、奉納金の調達については、張叔誠の回想によれば、農礦部が返還を指令した後、「董事会では、貯炭を競売にかけ、上海の各銀行にも融資を受けて100万元を工面し、これを使って戦地公債を買った」という⁽⁵⁷⁾。もし本当にそうだったならば、実質的には返還が先であって、その後に支払がなされ、しかも奉納金ではなく、何れは償還されるはずの「戦地公債」だったことになる。別の報道によれば、請願書提出後の銀行公会が、上海に来ている宋子文と直接交渉し、「甚だ円満な結果を見た。大筋においては、銀行公会が財政部に代わって善後公債100万元を募り、中興は元通りにこれの商弁を許可することになった」⁽⁵⁸⁾という。これらを総合すれば、内実はたぶん次の通りであろう。つまり、国民政府各部及び宋子文、錢永銘などから説得や折衝を受けた総司令部が紛糾を早く終結させるべく態度を軟化させたのを見計らって、宋がやっと表に出て、上海銀行公会に対し返還を確約し、その条件を提示した。それを受けて、銀行公会は新たに貯炭を担保とする借款協議を中興と行い、合意の上、100万元を貸し付けて、公債引受に充てた。即ち、手続上では確かに支払が先であったが、実際には返還が先に確約されたのである。

興味深いことに、当初、中興「整理」のために特設された整委会が、その使命が果たされない内に、戦委会に約三か月遅れて解散させられた。総司令部にとってもよほど都合の悪い存在となっていたのであろう。

総司令部からの返書では、敵産審査及び没収株管理について国民政府で担当機関を決めるとしていたが、敵産審査は既に敵産処理委員会があり、炭坑業を主管する機関としては農礦部があるから、新たに決めることもなかった。自明のことをわざわざ断わったのは、総司令部が国民政府を凌駕しているという誇りを避けるためでしかなかった。果たして農礦部が敵産処理委員会と共同で中興株の審査に当たることになった。10月6日、両者が会

議を開いて、農礦部が中興株の再登録を行うと共に、共同で敵産に当たる株及びその金額を精査・判定した上、国民政府委員会に上程し、議決してもらう、という手順が決められた。再登録と精査の経緯は不明だが、最終的には、中興株750万元の内、倪嗣冲名義の23.57万元と張勳臣（張敬堯）名義の2.72万元だけが敵産と判断・没収され、黎元洪（黎紹基）・朱啓鈴等の株は維持された。そして、没収株の管理責任者として、陳郁が国民政府に指名されて、中興の董事会に加わった⁽⁵⁹⁾。

中興では、没収・返還の経緯報告を兼ねて、善後策を討議し、合わせて董事と監査人の改選を行うために、総会社の上海移転後初めての株主総会（第17回常会）を18日に開催した。そこで朱啓鈴は総経理辞任を申し出、慰留されたが固辞したため、受け入れられた。後任には四行準備庫副主任の錢永銘になった⁽⁶⁰⁾。また炭坑復旧に必要な資金とその調達方式などについては、台棗鉄道の機関車、車両などを担保に上海の銀行界に対し新規社債500万元を発行、その内の150万元を負債償還に、350万元を操業再開に充てることとなり、民国18年1月から三期に分けて順次に採炭量を増やし、6月には毎日千トン以上の出炭を目指す計画が練られた⁽⁶¹⁾。

錢永銘の総経理就任から推測すれば、新規債権の引受銀行には、やはり四行準備庫に加わった塩業・金城・中南・大陸がなったと考えられる。実際、株主総会前後に、四行準備庫総経理呉鼎昌（字は達銓、塩業銀行総経理）が上海で朱啓鈴を訪ねたというが、その会見で社債引受の条件が話し合われたと思われる。そして、株主総会閉会直後の運炭車両購入には銀行側から資金が提供された⁽⁶²⁾。

お わ り に

洋務運動期に萌芽を見た中国の近代産業は、官弁（国営）、官督商弁などを経て、官僚資本との結合を深め、必要資本の多い業界・企業ほどその度合いが大きいことが特徴であり、石炭業はその代表である。中興のように投資者に民初の有力官僚や軍人が多いことは、他の炭坑に類例がない。彼らが相継いで中興に資本を預けた理由は様々に考えられるが、中でも津浦鉄道と良好な提携関係にあり、搬出コストが極めて低いことが最も大きな魅力であった。中興の経営陣もそれを意識的に生かして、政界からの投資を呼び込むと同時に、強力な政治的後ろ盾を作り上げ、それを更に炭坑の成長に繋げていったのである。

しかし、1924年以降、工商業が盛んな長江下流域の富が軍閥の争う的となり、南京国民政府樹立後、特に北伐が再開された後、津浦鉄道の山元から浦口に至る沿線が戦場と化した。その間、中興は、上海における炭価上昇を眺めていながら石炭搬出はできず、経営

が急速に悪化し、山元の存在自体脅かされていた。市場に近接し、交通が至便であることが軍閥や南京国民政府にとっても狙いどころであり、優れた地の利が一転して災いの元となったのである。

しかし、戦争が続く中でも銀行団が300万元に上る巨額な社債発行を引受けたことから分かるように、戦争だけなら、巨大炭坑を一時的に経営悪化に追い込んでも、その存続を脅かすまでには至らなかった。中興にとって最大の危機は、北伐戦争が最終段階に入り、終息に向かいつつある過程において発生した没収事件であった。大株主とりわけ黎元洪が旧政権の残滓として新政権から指弾され、強力な後ろ盾だったのが、これも一転して裏目に出てしまったのである。

既に経緯を詳細に追ったように、いわゆる中興没収事件は、戦委会が本来の使命を逸脱して戦費調達を図ろうとして、整委会を組織して中興に奉納金供出を迫ったことに端を発し、それを中興の株主や社債の保有者、引受銀行から反発されたのを兪飛鵬・整委会が強硬に押し切ろうとしたことで次第にエスカレートし、遂に上海の金融界・工商業界からも反対の声が上がり、最終的には宋子文の揉み消しで終息したものである。その過程に於いて、国民政府と総司令部との間に、政策の矛盾や対立が見られ、整合性が欠けたまま、自家撞着に陥っていた。まず、農礦部が整委会設置の意図をいち早く見抜き、礦学社と呼応して阻止に動いたが、国民政府委員会で支持が得られず孤立していた。また「敵産」という総司令部の中興に対する指弾が、黎元洪に対する栄典や国葬が国民政府委員会で決定された時点で、事実上根拠を失ったにも関わらず、没収が断行され、その直後に、事実上没収に対する否定となる「処理逆産条例」が国民政府委員会で可決された。さらに、国民政府委員会の訓令によって、戦委会が解散されたにもかかわらず、その下部組織としての整委会が温存され、暴走し続けていた。最後に、不条理が積み重なった結果としての没収に対し、財政部を始め、国民政府各部とも「処理逆産条例」に則って正すのではなく、総司令部の権威を守ることを優先し、奉納金支払を実現させるべく水面下の折衝を続けていた。こう並べてみると、戦時故にまた十分な財政的準備が整っていない状況下で、前線における戦費調達が黙認されることによって、総司令部の権限が膨脹し、国民政府は本来あるべき権力構造を歪められたことがはっきりしてくる。兪飛鵬が中興没収の根拠として頻りに権限を強調していたのは横暴ではあるが、兪にしてみれば、職務を履行しているにすぎなかったのである。

一方、中興側の対応を見れば、兪との交渉に於いては運路再開を求め、没収後には炭坑返還を求めたが何れも失敗であったが、それを通じて、世論とりわけ上海銀行総会と上海総商會を味方につけ、その支援下で請願運動を展開して、最終的には炭坑を取り戻すこと

に成功した。注目したいのは、中興の極めて戦略的な対応である。即ち決して奉納金拒絶を口にせず、条件闘争に終始したのである。それは、株主や経営陣のメンバーが官僚として磨き上げた政治的感覚に由来したものでもあるが、絶大な権力をバックにした整委会を条件闘争に引き摺り込もうとした対応には、新政権少なくとも整委会を旧軍閥並みに見ていたことが反映されていると言えよう。

とはいっても、南京国民政府も、革命、法治、實業振興などの宣言を自ら破るわけにはいかず、また、工商業界の意見を聞く場として経済会議や財政会議を開いたことから分かるように、財政基盤が弱い新政権であるだけに、民主的姿勢を見せなければならなかった。つまり、行動面で旧軍閥に通じた一面が色濃く残っているながら、新しい理念を実践しようとする姿勢も強い、それが同時代の人々の国民政府に対する観測ではなかったかと思われる。そして、請願運動が「処理逆産条例」第6条を根拠としたことは、取りも直さず、国民政府にそうした新しい理念の再確認と実践を迫ったことになる。数々の没収事件が株主が泣寝入りのまま埋もれてしまったことを想起すれば、中興の請願運動は高く評価されて然るべきであろう。

最後に一連の戦争及び没収事件が中興のその後の発展にどう影響したかを考えてみる。出炭停止期間中に機械設備の損壊が激しく、修理に必要な部品は外国から輸入しなければならず、様々な資材も、本来の供給ルートが破壊され、例えば坑道支柱に使われる丸太さえ購入困難となった。それらによって、毎日千トンの出炭目標は、予定より2か月遅れて、民国18年8月になって漸く達成できたが、津浦鉄道の輸送力回復が更に遅れたため、民国19年に入っても、出炭は毎日千トン当りで推移していた。同年4月から半年にわたる中原大戦があったが、津浦鉄道による搬出にはさほど影響はなく、民国20年の出炭は762,681トンに達し、ほぼ1923年の水準に回復した⁽⁶³⁾。このように、単純に出炭量で見れば、北伐戦争と没収事件によって、中興は7年も逆戻りしたことになる。しかし、請願運動を通じて培われ強化された銀行との連帯、銭永銘の総経理就任は、融資取得と新政権の下における中興の政治的環境改善に繋がり、当面の炭坑復旧、津浦鉄道との提携復活にプラスに働いていた。中興がドイツのシーメンス洋行に発注した機関車10台が1928年末に上海に到着したが、資金繰りがつかず滞貨状態となったため、津浦鉄道管理局に立替を依頼、後にそのまま津浦に貸したという⁽⁶⁴⁾。これがきっかけとなって、一時このまま破棄されるのではと憂慮された「運炭合同」も復活し、提携関係が再開した。のみならず、銀行との関係強化は、1930年代に入ってから台趙鉄道の敷設、連雲港築港及び中興輪船会社の立上げにおける提携など、経営の全般的飛躍に繋がることになる。

註

- (1) 例えば、千家駒『旧中国公債史史料』、中華書局、1984年；賈士毅『民国財政史』、商務印書館、民国22年；[美]小科布爾（Parks M. Coble Jr.）著・楊希孟訳『上海資本家與国民政府 1927—1937』、中国社会科学出版社、1988年8月；王正華「1927年蒋介石与上海金融界の關係」、『近代史研究』、2002年4月；高郁雅著『北方報上輿論対北伐之反應——以天津大公報、北京晨報為代表的探討』、台湾学生書局印行、1999年3月、169-181頁。
- (2) 前掲小科布爾著・楊希孟等訳『上海資本家與国民政府 1927-1937』、56、64頁。全国財政會議秘書處編輯『全国財政會議彙編』、国民政府財政部秘書處總務課、民国17年7月。李振華輯『近代中国国内大事記（民国17年至20年）』、5051-5052頁、沈雲竜主編近代中国史料叢刊続輯（669）。「国民政府交通部訓令第102号」、『津浦之声』、1928年第4期、命令、1-2頁。「訓令文字第186号」、同9-10頁。
- (3) 中国近代煤礦史編写組『中国近代煤礦史』、煤礦工業出版社、1990年3月、139頁。『棗莊市誌』、27頁。張叔誠「中興煤礦經營始末」、山東省棗莊市市中区地方誌編纂委員會編『棗莊市市中区誌』、中華書局、1998年10月、980-981頁。譚煥達「調查山東中興煤礦報告」、『礦業週報』、第5号、1928年6月9日。
- (4) 拙稿「国策会社中興公司の鉄道敷設計画と台棗鉄道經營」、森時彦編『20世紀中国の社会システム』、京都大学人文科学研究所付属元代中国研究センター、2009年。前掲譚煥達「調查山東中興煤礦報告」。
- (5) 王作賢「歴屆董事、監察人、經理」、『中興風雨』、棗莊文史資料第19輯、1993年11月；中共棗莊礦務局委員會・山東大学歴史系・中国科学院山東分院歴史研究所編著『棗莊煤礦史』、山東人民出版社、1959年12月、21-24頁。
- (6) 前掲『棗莊煤礦史』、21頁。「津浦鉄路管理局與嶧県中興煤礦公司修訂合同」、山東省政府実業庁編印『民国十九年山東礦業報告』、269-274頁。
- (7) 『棗莊礦務局誌・大事記』、煤炭工業出版社、1995年7月、第1版、14頁。1915年秋、嶧県を訪れた淄川炭坑の調査員によると、「当炭鉱は斯克ノ如キ優勝ノ地位ヲ占ムルニ拘ラス公司ノ總弁（張蓮芬）ハ不平ヲ洩ラシテ言フ我石炭ハ上海其他長江方面ニテハ撫順炭開濞炭ニ圧迫セラレ販路ヲ見出ス事能ハス津浦北方ニテハ開濞炭ノ競争アリ南北ヨリ強敵ニ圧セラレテ發展スルノ余地ナシト」。淄川炭坑『嶧県炭礦（中興公司經營）視察報告』大正4年10月、中央大学中央図書館蔵。
- (8) 原田喜代蔵大尉「山東省嶧県中興炭礦調査書」（昭和9年11月）、『天調第三号』、支那駐屯軍司令部、昭和10年1月30日、国立公文書館アジア歴史資料センター、B09041913000。前掲山東省政府実業庁編印『民国十九年山東礦業報告』、268-269頁。「津浦鉄路負債状況表（截至17年5月止・材料類、短期借款）」、『津浦之声』、1928年第8号、図表、4頁。
- (9) 顧琅『中国十大礦廠調査記・第八篇 嶧県中興煤礦』、57頁。「嶧県炭礦視察報告書」、青島守備軍民政部鉄道部『山東之鉱業』、大正11年1月、700-702頁。謝家榮編著『第二次中国鉱業紀要』、農商部地質調査所、民国15年12月、36頁。尚、1917年の出炭量は42万8,065トン。
- (10) 江蘇省銅山県県誌編纂委員會編『銅山県誌』、697頁。前掲『棗莊煤礦史』、33頁。
- (11) 「附録五 中華民國史大事年表」、前掲張憲文ら主編『中華民國史大辭典』、2045-2047頁。前掲江蘇省銅山県県誌編纂委員會編『銅山県誌』、697頁。
- (12) 「派員調査山東礦務」、『礦業週報』第1巻第3号、民国17年5月5日、「本社特派山東礦業

- 調査専員返社」、同第4号、同26日。前掲譚煥達「調査山東中興煤礦報告」。山東省政府実業庁『民国19年山東礦業報告』、161頁。
- (13) 錢永銘 (1885-1958)、字は新之、浙江省吳興の人。民国11年、錢は交通銀行協理になって、中興煤炭公司から100万元相当の石炭を扱う権利を取得して、同行の経営建直しに成功した。これが錢と中興公司との関りの始まりである。民国16年2月、四行儲蓄会副主任となって吳鼎昌 (字は達銓、塩業銀行総経理) 主任を補佐する。1927年5月に南京国民政府財政次長になるが、翌年3月に免職、11月に浙江省財政庁長になる。民国19年以降、中興公司総経理職に専念。劉紹唐主編『民国人物小伝』、第1冊、伝記文学出版社、民国64年6月、268頁。郭卿友主編『中華民國時期軍政職官誌 (上)』、甘肅人民出版社、1990年1月、510、724頁。
- (14) 「都中軍事要訊 (17日)」、『申報』民国16年7月18日。「中興煤礦公司全体股東向国府各機關請願呈文」、同民国17年9月4日。「錢新之上蔣総司令函 (7月22日)」、『大公报』、民国17年7月30日。
- (15) 「四十軍攻克台兒莊嶧県經過」、『申報』、民国16年7月18日。棗莊礦務局誌編纂委員会編『棗莊礦務局誌・大事記』、15頁。前掲『棗莊煤礦史』、34頁。
- (16) 「総部籌組戦地政会」、『申報』民国17年2月29日。「戦地政務委員就職」、同3月22日。
- (17) 農礦部は国民党中央政治会議第129回会議 (1928年2月22日) に於いて設置が決定、28日に易培基が部長に任命された。3月30日に「農礦部組織法」が公布、次長・参事・秘書長及び礦業司など各司長人事が発表されたが、「組織法」自体が5月25日に修正を加えられ、又総務処長・農務司長の任命もそれぞれ6月、8月に遅れたりするなど、組織体を整えながらの業務展開となった。前掲郭卿友主編『中華民國時期軍政職官誌 (上)』、512頁。『国民政府公報』、第36期、民国17年2月、2頁；同第45期、同3月、22-23頁。因みに、一部の辞書で易培基の農礦部長就任を1928年10月としているが、本論で見る通り、易は既に4月に執務を始めている。秦孝儀主編『中国現代史辞典——人物部分』、近代中国出版社、民国74年6月。徐友春主編『民国人物大辞典』 (増訂版)、河北人民出版社、2007年1月第2版。
- (18) 俞飛鵬 (1884-1966) は浙江省奉化県出身で、蒋介石とは同郷である。俞は1917年に孫文に従って広東に入り護法運動に加わる。1922年から福建省松溪県、浦城県で県長を勤めた後、1924年に広東に戻って、6月に総司令部審計処長代理となり、黃浦軍校軍需部副主任をも兼ねるなど、蒋介石の腹心の一人となる。1926年7月に国民革命軍総司令部兵站部總監になるが、宋漢章 (中国銀行上海支店經理) との北伐戦費1000万元立て替えに関する交渉で失敗、蒋介石の厳しい叱咤を受け、その後間もなく本論で扱う整委會主任となったのである。なお、北伐が終了した1928年11月には軍政部軍需署長に就任した。王正華「1927年蒋介石與上海金融界的關係」、『近代史研究』、2000年4月。「俞飛鵬」、前掲張憲文ら主編『中華民國史大辞典』、1402頁。
- (19) 「中興礦着手整理」、『申報』民国17年4月19日。「後方軍事雜訊・南京」・「戦地委員会整理中興煤礦」、同4月25日。「問題之中興煤礦公司」、『大公报』民国17年4月30日。洪喜美編『国民政府委員会會議記錄彙編 (二)』、235頁、国史館、中華民國89年2月初版。
- (20) 前掲洪喜美編『国民政府委員会會議記錄彙編 (二)』、231、235頁。「礦業消息・農礦部保管戦地礦廠暫行規則」、『礦業週報』民国17年第2号、4月28日発行。「農礦部保管戦地礦廠規則」、『銀行週報』第12卷第16号、民国17年5月1日発行。前掲「問題之中興煤礦公司」。
- (21) なお、4月6日に事務所の置かれた南京大紗帽巷副10号で開催された第一次常会は、範柏年・譚煥達・黃逢源・劉眉芝・王德森・熊錦耀・邵光釗・張福銓に賛助会員張銘西の計9名

- が出席、王・黄・範は常務幹事、劉・熊・譚は編輯幹事に推され、王は庶務・会計をも担当することになった。その後、中国の主な炭坑の技師を中心に学者や各省の礦業行政関係者の入会を得て、11月には社員110名を数えるに至り、中興からは譚炳（字は蔚如）・呉嘉義（伽毅）、山東省農礦庁からは鄭万言（佐蒼）・胡禕同（偉三）が加入している。「本社第一次常会」、『礦業週報』、創刊号、民国17年4月21日；「中華礦学社簡章」、同第2号、同28日；「中華礦学社社員録」、同第24号、同11月28日。
- (22)「編輯者言・戦地礦業與中興煤礦」、『礦業週報』、民国17年第2号、4月28日発行。
- (23)「易培基閣心中興煤礦 請勿完全移充軍費」、『天津益世報』民国17年5月15日。「易培基為中興煤礦事致蒋介石函」、『礦業週報』（礦業消息）1928年第5号、民国17年6月9日。
- (24)「戦会委員北上工作」、『申報』民国17年5月3日。「戦委会人員抵保定」、同6月12日。「戦委会处理直政務」、同6月19日。「中興煤礦已由整委会接收」、同7月16日。
- (25)「北伐正線（津浦鐵路）軍情專記（按日專電彙覽）」、『津浦之声』、第5期、民国17年5月1日。俞飛鵬らの臨城到着日付に関しては、前述の通り、国民政府委員會第57回會議（4月27日）に於いては、既に「4月17日」に臨城に到着、「執務を取り始めた」との報告があったが、7月9日の中興炭坑没収に当たって、俞自らが中興職員を前に、前回初めて来たのは「4月16日」だったと述べている。「中興煤礦已由整委会接收」、『申報』民国17年7月16日。
- (26)「中興股東臨時大会記」、『大公報』民国17年8月11日。「中興煤礦公司昨開全体股東会」、『天津益世報』同8月11日。「中興煤礦公司股東會議」、『礦業週報』第13号、同8月28日。
- (27)『申報』、1928年5月6-10日。「金城・大陸・塩業・中南・浙江興業等行呈農礦部文及致整理中興煤礦委員會函（民国17年5月7日）」、中国人民銀行上海市分行金融研究室編『金城銀行史料』、上海人民出版社、1983年2月、452頁。
- (28)「整理中興煤礦委員會復金城等銀行函（1928年5月15日）」、前掲中国人民銀行上海市分行金融研究室編『金城銀行史料』、453頁。
- (29)「中興煤礦已由整委会接收」、『申報』民国17年7月16日。
- (30)「津浦鐵道管理局臨時管理委員會第一會議記錄」、『津浦鐵路公報』、民国17年第8号、民国17年8月1日発行、會議記錄、4頁。「津浦鐵道管理局臨時管理委員會第八會議記錄」、同第9号、同9月1日発行、會議記錄、4頁。
- (31)「約一九二八年劉鴻生致上海開灤礦務局代理人節略」、「約一九二八年劉鴻生所擬中興煤礦公司借款合同草案（摘要）」、「約一九二八年劉鴻生所擬中興煤經銷合同草案（摘要）」、上海社会科学院經濟研究所編『劉鴻生企業資料（上冊）』、上海人民出版社、1981年8月、45-47頁。
- (32)「蔣総司令布告接收中興煤礦」、『礦業週報』第9号、民国17年7月31日。「中興煤礦公司全体股東向国府各機關請願呈文」、『申報』民国17年9月4日；『銀行週報』第12卷第35号、民国17年9月11日。
- (33)「棗莊中興礦煤招標廣告」、『申報』民国17年7月14日。「中興煤礦已由整委会接收」、同7月16日。『礦業週報』第10号、民国17年8月7日発行。
- (34)「中興煤礦之糾葛 該公司呈蒋介石文」、『天津益世報』民国17年7月12日。「中興煤礦公司之呼籲」、『大公報』民国17年7月12日。
- (35)「論没収中興煤礦事」、『大公報』、7月14日。
- (36) 實際、7月13日即ち論説掲載の前日に、国民政府委員會第79回會議で修正された「处理逆産条例」が可決され、翌日から修正点に関する報道が『申報』に見られたが、公布は17日であった。「处理逆産条例」、『国民政府公報』、第76期、中華民國17年7月。「戦地政委入京

- 後之措置」、「国府會議紀要 處理逆産条例修正公布」、「處理逆産条例修正点」、「處理逆産条例之重用修正」、「申報」民国17年6月23日、7月14、15、21日。
- (37) 「中興公司沒收問題 中興公司再次呈蔣総司令文」、「大公報」民国17年7月30日。
- (38) 前掲「山東嶧県中興煤礦公司緊要啓事」。前掲「中興股東臨時大会記」。前掲「中興煤礦公司昨開全体股東会」。前掲「中興煤礦公司股東會議」。
- (39) 「中興煤礦公司啓示」（『大公報』民国17年9月14日）によれば、中興総公司事務所の上海に於ける所在地は「上海北蘇州路34号」である。前掲「中興股東臨時大会記」。
- (40) 「嶧県公民為中興公司呼籲」、「大公報」民国17年8月4日。
- (41) 「中興煤礦社債持券人同鑑」、「大公報」民国17年8月8日。「中興社債持券人昨日開会」、同8月12日。
- (42) 「中興公司全体職工呈国府軍会各機關函」、「銀行週報」第12卷第35号、民国17年9月11日。
- (43) 「中興事件 魯省政府擬参加管理」、「大公報」民国17年8月16日。「山東省政府要求参加管理中興煤礦」、「礦業週報」第13号、民国17年8月28日。
- (44) 「中興股東代表赴京滬請願」、「大公報」民国17年9月4日。
- (45) 国民政府对内宣言は、国民政府委員会の指定を受けた蔡元培、呉稚暉、于右任、朱霽青、丁惟汾が起草し、6月12日付国民政府委員会で議決されたものである。第二次北伐終了後に実施される訓政大要（法制勵行、官吏による公務執行の公正化、匪賊の肅清、税の軽減、軍隊の削減）を宣明しているが、実業振興については、全体として指向しているものの、直接的明言はない。前掲洪喜美編『国民政府委員会會議記錄彙編（二）』、320頁。「国府対内宣言」、「申報」民国17年6月13日。
- (46) 注51を参照。
- (47) 正しくは6月下旬開催の全国經濟會議である。7月初めに開催予定の全国財政會議の予備会であったこの會議では、「保護商人財産（民営企業財産保護）」という議案が議決された。同議案は、「民営企業の財産例えば船舶、麵粉廠、製造工場、鉱山等で征服当局によって占拠中のものは、一律にして即刻返還されるべきであり、非合法的に沒收された財産は同様にして即刻元の所有者に返還されるべきである」としている。また前述の通り、敵産処理に当たっては、敵産と一般商民の財産を分け、法に則って行われるよう訴えた議案も採決されている。しかし上海の資本家の当局への強い不満をぶつけたこれらの議案は、後の財政會議（7月1-10日）では通過できなかった。『字林西報』、1928年6月30日。「社評 論沒收中興煤礦事」、「大公報」民国17年7月14日。全国財政會議秘書處編輯『全国財政會議彙編』、国民政府財政部秘書處総務課、民国17年7月。李振華輯『近代中国国内大事記（民国17年至20年）』、5051-5052頁、沈雲竜主編近代中国史料叢刊続輯（669）。
- (48) 沈雲龍『黎元洪伝』、沈雲龍主編近代中国史料叢刊（790）、208-209頁。前掲洪喜美編『国民政府委員会會議記錄彙編（二）』、325頁。なお、「優恤令」は次の通り：前大總統黎元洪、辛亥之役、武昌起義、翊贊共和、功在民国。及袁氏僭号、利誘威脅、義不為屈、大節凜然、薄海同欽。茲聞遭疾弥留、猶廬国計、追懷遺烈、愴悼尤深、所有喪葬典禮、着内政部詳加擬議、務示優隆、以彰崇報元勲之典。
- (49) 「處理逆産条例」、「国民政府公報」、第76期、中華民國17年7月。「国府會議紀要 處理逆産条例修正公布」、「申報」民国17年7月14日。「處理逆産条例修正点」、同7月15日。「處理逆産条例之重用修正」、同7月21日。
- (50) 「上海銀行公会致国府軍会各機關函」、「中興煤礦公司沒收後各方面之呼籲」、「銀行週報」、

第12卷第35号、民国17年9月11日発行、5、8頁。

- (51) 「整理中興煤礦之近訊」、『申報』 民国17年8月30日。
- (52) 「中興煤礦公司沒收後各方之呼吁」、『申報』 民国17年9月3日。前掲「上海銀行公会致国府軍会各機関函」。
- (53) 「総商会請收回中興充公成命」、『申報』 民国17年9月11日；『銀行週報』 第12卷第35号、民国17年9月11日発行。
- (54) 「中興煤礦公司仍歸商弁」、『礦業週報』 第17号、民国17年10月7日発行。
- (55) 「工商部对中興煤礦之復電」、『申報』 民国17年9月24日。
- (56) 「中興煤礦部准發還」、『申報』 民国17年9月26日。
- (57) 前掲張叔誠「中興煤礦経営始末」、前掲『天津文史資料』第24輯、152頁。なお、黎紹基が第17回株主会議で行った報告によれば、各政府機関から一向に明確な回答がなく、時間的に法的手段を取ることが許されないの、代表たちは現金支払に応じる方向に傾いた。金策については、貯炭を元に捻出するほかないが、整委会と大陸煤号とが金額50万元の契約を交わしているので、中興は整委会の代わりになって大陸煤号と再契約して、50万元を取得し、残りの50万元は銀行に立て替えてもらった。こうして、9月12日に蒋介石に通報し、合わせて次の4項目を要求した。(1) 100万元供出を記録に明記するよう財政部・農礦部に指示すること。(2) 山東省政府に対し、中興公司を保護するよう指示すること。(3) 津浦鉄道局が運炭車を確保し、中興公司と交わした各契約を継続履行するよう交通部に指示すること。(4) 中興公司の株に関しては、審査の必要があるなら、現行条例に則って辦理すること。これを受けて、蒋介石は14日返還を正式に指示した。つまり、中興としては、返還と共に運炭再開実現をも優先しての譲歩であった。『中興煤礦公司第十七次股東会決議録（民国十七年十一月十八日）』、未刊。
- (58) 前掲「中興煤礦公司仍歸商弁」。
- (59) 「中興煤礦之整理」、『申報』 民国17年10月7日。「農礦部將清查中興股本」、同10月8日。前掲張叔誠「中興煤礦経営始末」、前掲『天津文史資料選輯』第24輯、151頁。前掲山東省政府実業庁『民国十九年山東工業報告』、161-163頁。
- (60) 「中興煤礦股份有限公司開股東常会広告」、『申報』 民国17年10月15日。「中興煤礦公司定期召集股東会」、同16日。「中興煤礦公司股東会展期」、同11月6日。「錢新之當選中興煤礦總經理」、同11月20日。なお、前掲張叔誠「中興煤礦経営始末」では、錢の就任を民国17年6月としているが、間違いである。前掲『天津文史資料選輯』第24輯、152頁。
- (61) 「中興煤礦計劃復工」、『礦業週報』 第25号、民国17年12月7日発行。
- (62) 「中興煤礦逆股審查將竣」、『礦業週報』 第21号、民国17年11月9日発行。「中国銀行團投資中興煤礦」、同26号、同12月14日発行。
- (63) 「中興煤礦暫難開工」、『礦業週報』 第11号、民国17年8月14日発行。前掲山東省政府実業庁『民国十九年山東工業報告』、161頁。JACAR. RefC04120575400『第二 調査報告』、66頁 / 炭田及金鉾調査資料送付の件 (5)。
- (64) 前掲田喜代蔵大尉「山東省嶧県中興炭礦調査書」。前掲山東省政府実業庁編印『民国十九年山東礦業報告』、278頁。